

予告・未確定版

SPRING

【予告版】SPRING 事業については現在、事業の継続に向けた審査を受けているところであり、以下の募集内容は現時点の予定となります。審査結果が確定した後、正式な募集を行います。

2027 年度 信州大学 SPRING 支援対象学生募集要項

JST 次世代研究者挑戦的研究プログラム(SPRING)

信州大学大学院総合医理工学研究科

博士育成強化プロジェクト — 自立成長型博士課程 (6S モデル) —

本学は、国による博士学生支援事業 JST「次世代研究者挑戦的研究プログラム (SPRING)」の採択を受け、標記プロジェクトを実施し、博士課程学生に対する経済的支援およびキャリア開発・育成支援を行います。

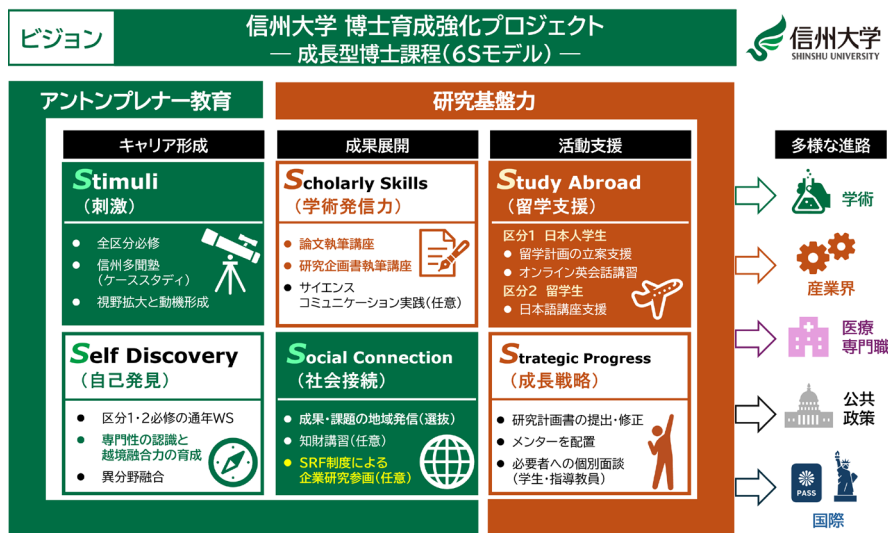
本プロジェクトにより支援する博士課程学生を募集します。

JST SPRING 事業の目的

- (1) 主として日本人学生の博士後期課程への進学を支援すること
- (2) 在学中、学生が安心して、自由な発想のもとに主体的に研究課題等を選びながら、挑戦的・融合的な研究活動に専念できるようにすること
- (3) 博士後期課程学生が修了後、アカデミア・産業界など、社会の多様な場で活躍できるよう、大学がキャリア支援や環境整備を行うこと

信州大学の取組

博士課程を「意欲ある学生が自立的・計画的に成長する教育段階」と位置づけ、本学独自の「6Sモデル」に基づき、自立して成長する博士人材を育成します。応募者は現段階での自身の能力に加えて、博士課程修了時（学位取得時）に成長した自身の姿を意識して、研究活動に励んで下さい。



1. 申請資格（各支援区分共通）

申請者は、以下の①～③を全て満たすとともに、「2. 各支援区分の対象条件及び支援内容」に記載する各区分の条件を満たす必要があります。

※以下の条件は、支援期間中を通じて継続して満たしている必要があります。

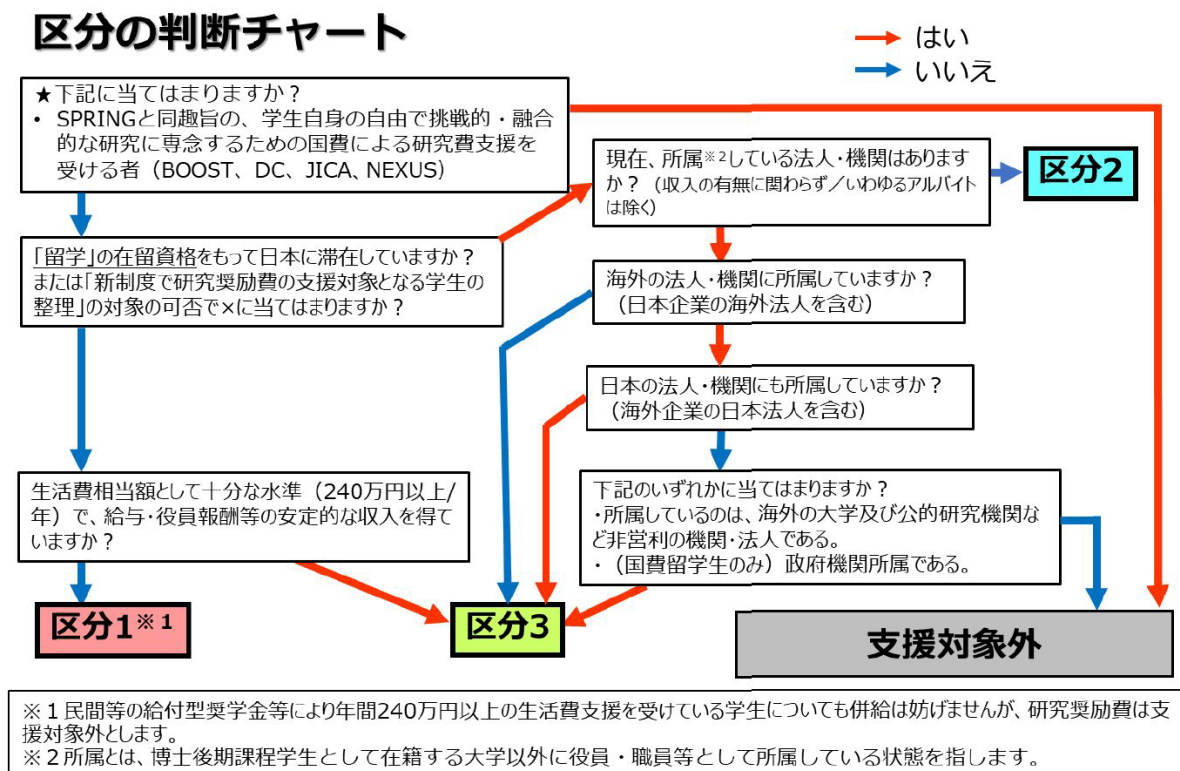
条件を満たさなくなった場合は、支援対象外となります。

- ① 支援開始時点で、信州大学大学院総合医理工学研究科の正規学生として在籍している者（支援開始時までに在籍予定の者を含む。）。ただし、次に該当する者は対象外とします。
- 1) 休学中の者
 - 2) 博士課程修了前に計画的に中退を予定している者
 - 3) 標準修業年限を超えて在学している者
 - 4) SPRING と同趣旨の国費による研究費支援（学生自身の自由で挑戦的・融合的な研究に専念するための研究費支援）を受ける学生
（SPRING と同趣旨の研究費支援の例）
 - JST「次世代 AI 人材育成プログラム（博士後期課程学生）」の対象学生
 - 独立行政法人日本学術振興会の特別研究員
 - JICA 留学生
 - 「日 ASEAN 科学技術・イノベーション協働連携事業」若手育成対象者
 - 5) 本プログラムとの併給が認められていない奨学金等を受給している者
- ② 本プロジェクトの趣旨および「10. 採用者に課せられる事項」を十分に理解し、本プロジェクトに関わる活動等に協力する者
- ③ 外国人の場合は、日本の科学技術・イノベーションに貢献する意思がある者

2. 各支援区分の対象条件と支援内容

2027 年度から、以下の 3 区分による募集・支援を行います。

応募にあたっては、自身がどの区分に該当するかを、「区分の判断チャート」及び「新制度で研究奨励費の支援対象となる学生の整理」（本要項末尾掲載）で必ず確認してください。



（出展：JST SPRING 事業公募要領）

区分1 : 主として職業に就いていない日本人学生を対象

対象となる条件	「新制度で研究奨励費の支援対象となる学生の整理」(本要項末尾掲載)において、対象の可否が「○」となる学生(日本人・永住者等)
対象から外れる条件	生活費相当額として十分な水準(240万円以上/年)で、給与・役員報酬等の安定的・固定的な収入を得ていると認められる者 ※いわゆるアルバイト収入や、TA・RA活動等への対価は、安定的・固定的な収入に含めません。 ※民間等の給付型奨学金により合計240万円以上/年の生活費支援を受けている場合、研究奨励費は支援対象外となります(貸与型奨学金については金額の多寡によらず、研究奨励費の支援対象です)。
支援内容	● 研究奨励費(生活費相当額): 年額240万円(月額20万円) ● 研究費: 年額30万円 研究活動の進展等に応じ、申請に基づき30~60万円程度を追加配分する場合があります。 ● キャリア開発・育成コンテンツの提供(海外留学、インターンシップ、トランスファラブルスキルの習得・キャリアパス開発に関する企画等) ● 授業料半額免除 ※年度途中の支援開始/終了の場合は、月割計算した金額となります。

区分2 : 主として留学生を対象

対象となる条件	「留学」の在留資格で日本に滞在する者又は「新制度で研究奨励費の支援対象となる学生の整理」で対象の可否が「×」となる者(外国人等)
対象から外れる条件	(収入の有無に関わらず)国内外の機関・法人に役員・職員等としての所属がある者(いわゆるアルバイトは除く)
支援内容	● 研究費: 年額45万円 研究活動の進展等に応じ、申請に基づき30~60万円程度を追加配分する場合があります。 ● キャリア開発・育成コンテンツの提供(海外留学、インターンシップ、トランスファラブルスキルの習得・キャリアパス開発に関する企画等) ● 授業料半額免除 ※年度途中の支援開始/終了の場合は、月割計算した金額となります。

区分3 : 主として社会人学生を対象

対象となる条件	以下の条件1~2のいずれかに該当する者。 条件1(日本人・永住者等): 「新制度で研究奨励費の支援対象となる学生の整理」で対象の可否が「○」となる者のうち、生活費相当額として十分な水準(240万円以上/年)で、給与・役員報酬等の安定的・固定的収入を得ていると認められる者 条件2(外国人等): 「新制度で研究奨励費の支援対象となる学生の整理」で対象の可否が「×」となる者のうち、次のいずれかに該当する者 1) 日本の法人格を有する会社法人、公務員、企業以外の法人(独立行政法人、
---------	--

	財団法人／社団法人、医療法人、NPO 法人等）の職員等 2) 海外の機関・法人のみに所属し、かつその所属が海外の大学及び公的研究機関等非営利の機関・法人である者 3) 海外の政府機関に所属する者のうち、国費外国人留学生制度の支援を受ける学生
支援内容	● 研究費：年額 45 万円 研究活動の進展等に応じ、申請に基づき 30～60 万円程度を追加配分する場合があります。 ● キャリア開発・育成コンテンツの一部提供（トランスファラブルスキルの習得に関する企画等） ※年度途中の支援開始/終了の場合は、月割計算した金額となります。

3. 採用予定人数・支援開始時期

通常採用、予約採用の 2 種類の募集を行います。採用人数は予定であり、変更する場合があります。

(1) 通常採用

対象	支援開始時期	採用予定人数
2027 年 4 月時点で本研究科に在籍している者（予定を含む）	2027 年 4 月※	支援区分 1 : 32 名 支援区分 2 : 3 名 支援区分 3 : 3 名

※2026 年度中に在籍している者については、2026 年度中から支援を開始する場合があります（希望者のうち、審査結果が上位の者）。

(2) 予約採用

対象	支援開始時期	採用予定人数
2028 年 4 月時点で本研究科に入学する予定の本学修士課程 1 年次在籍者※	2028 年 4 月	支援区分 1 : 最大 20 名 支援区分 2、支援区分 3 は予約採用を行いません。

※博士課程への進学を確約できる方が対象です。なお、本研究科博士課程の入学試験を別途受験し、合格する必要があります。支援開始時点で本研究科博士課程に正規学生として在籍していない場合は、支援対象となりません。

4. 支援期間

支援期間は、**標準修業年限内**とします。標準修業年限を超えて在学する期間は、支援の対象となりません。ただし、出産・育児、介護等の個別の事情に応じ、支援期間の中断・延長等を行うことも可能とします。支給中止・停止要件に該当した場合は、支給期間が短くなる場合があります。

※本事業は国の助成により実施するため、政府の方針等により支援期間、支援内容に変更が生じる場合があります。

5. 申請書類

様式「信州大学 SPRING 申請書」を作成の上、指導教員の承認を得て提出してください。

通常採用と予約採用では、申請書の記載内容が異なります。必ず採用の種類に応じた様式を使用し

てください。

- 申請書の作成に当たっては、様式内に記載された説明をよく確認してください。
- 使用する言語は日本語又は英語とします。
- 申請書類に虚偽があった場合は採用を取り消します。

申請書の様式は以下からダウンロードしてください。

採用の種類	申請書様式
通常採用	(通常採用) 信州大学 SPRING 申請書 (docx ファイル) ←リンク今後作成
予約採用	(予約採用) 信州大学 SPRING 申請書 (docx ファイル)

6. 提出方法・提出先

申請書をPDF形式に変換したうえで、以下のファイル名を記載し下記フォームから提出してください。

ファイル名：通常採用の場合 **学籍(受験)番号** **氏名** SPRING 通常採用申請書.pdf

予約採用の場合 **学籍番号** **氏名** SPRING 予約採用申請書.pdf

*学籍(受験)番号は、信州大学の修士課程に在学中の方は修士課程の、信州大学の博士課程（本研究科）に在学中の方は博士課程の学籍番号を記載してください。学外の方は、本研究科入試の受験番号を記載してください（受験番号が未定の場合は、出身大学の学籍番号を記載してください）。

【提出用フォーム】	確定次第、フォームのリンクを掲載します。
-----------	----------------------

※フォームによる提出にはGmailのアカウントが必要です。

※フォームによる提出ができない場合は、下記に連絡してください。

学務部学務課大学院室 shin-jisedai@shinshu-u.ac.jp

7. 提出期間

2026年10月中旬ごろ（確定次第改めてお知らせします。）

8. 審査方法

（1）書類審査

提出された申請書類に基づき書類審査を行います。次の2つの観点から審査を行います。

- ① 研究課題の理解度、研究計画の論理性
- ② 博士課程における学習意欲および成長可能性

書類審査の結果により、合格者、不合格者、面接審査対象者を決定します。

※書類審査合格者に対しては面接審査を行いません。

（2）面接審査

面接審査対象者に対し、面接審査（オンライン）を行い、再度、次の2つの観点から審査を行います。

- ① 研究課題の理解度、研究計画の論理性
- ② 博士課程における学習意欲および成長可能性

面接審査の結果により、合格者、不合格者を決定します。

面接審査の日時は 11月中旬～下旬（確定次第改めてお知らせします） 開始予定とし、対象者には詳細を追って連絡します。

指定された面接時間の変更には原則として応じられませんので、予定の確保をお願いします。

9. スケジュール（現時点では予定のため変更される場合があります）

- 10月中旬 申請書提出期間
- 11月上旬 面接対象者の通知
- 11月下旬 面接審査の実施
- 12月中旬 審査結果の通知

10. 採用者に課せられる事項等

（1）必須事項

採用者は、支援期間中及び修了後において、次の事項を遵守してください。

- 研究倫理 e-learning（APRIN e ラーニングプログラム）を受講すること。
- 定期的に活動報告書を提出すること。
- 「信州多聞塾」等、本プロジェクトが実施する取組に参加すること。
- 大学が採用者のメールアドレスを JST へ提供することに同意すること。
- 「ジョブ型研究インターンシップ」事業に登録すること（支援区分3を除く）。
- 研究費を関係規程等に基づき適正に執行すること。
- 支障のない範囲で本プロジェクトの広報活動に協力すること。
- 誓約書を提出すること。

また、修了後の進路状況および研究成果に関する追跡調査に協力してください。JST の要件に基づき、修了後 10 年以上にわたり調査を実施します。調査への回答に加え、大学と連絡が取れるメールアドレスおよび電話番号を確保し、連絡先に変更があった場合は速やかに SPRING 事務局へ届け出てください。

（2）奨励事項

採用者は、次に掲げる取組への参加などを通じて、自ら積極的にキャリア開発・育成の機会を確保するよう努めてください。

- 本プロジェクトにおける公募型プログラムへ応募すること。
- 企業等における長期インターンシップ又は研究スタッフとしての業務に従事すること。
- JST が主催する SPRING 全体事業や他大学との交流事業に参加すること。
- その他、プログラム担当教員が案内する事業等へ積極的に参加すること。

11. 支援の取り消し・中止・停止

- ① 「1. 申請資格」、「2. 各支援区分の対象条件及び支援内容」に記載する各条件を外れた場合には支援の対象外となります。
- ② 事業統括が以下に該当すると判断した時は改善指導を行います。改善が見込めないと判断した時は、プログラム生としての採用を取り消し、又は支援を中止・停止するとともに、既に支給した支援金の返納を求めることがあります。
 - 本プログラムで課している上記 9. (1) 必須事項が遂行されておらず、また、9. (2) 奨励事項に対して明らかに積極的ではないと判断された場合
 - 正当な理由なく、当初予定していた研究計画を実施しなかった場合
 - 信州大学大学院学則に定める懲戒を受けた場合
- ③ 研究不正及び虚偽の申請が発覚した時は、採用を取り消すとともに、既に支給した支援金等

は返納させます。

※支援金の受給には、渡日している必要があります。

12. その他

- (1) プログラムに採用された学生は、ホームページ等で氏名等を公表します。
- (2) 支援金等のうち、生活費相当額は雑所得として課税されるので、受給した翌年に確定申告と納税を行うこととなります。扶養義務者（親等）の扶養となっている場合は、受給する生活費相当額は雑所得扱いの旨を伝え、扶養義務者の職場等の担当者に問合せてください。
- (3) 博士課程において日本学生支援機構の第一種奨学生となるプログラム学生は、「特に優れた業績に係る返還免除制度」の対象になりません（返還免除の対象とはなりませんが、奨学金を借りることはできます）。
- (4) 本募集は、信州大学博士課程の入試ではありません。本学博士課程に入学するには、別途、研究科が実施する入学試験に合格する必要があります。

【参考】

- (1) 所得税法上、親等の扶養親族となっている場合は、1月から12月までの生活費相当額から必要経費を除いた金額が38万円を超えると、親等は扶養控除を受けられないとともに所得税が課税されます。また、当該年度の所得に応じて、次年度の住民税が算定されます。
- (2) 健康保険や共済組合上の被扶養者生活費相当額の年額の見込額が130万円を超えると被扶養者となれません。当初から生活費相当額が決定されるため、被扶養者となれない要件に該当することとなる場合は、学生自身で国民健康保険に加入する必要があります。
- (3) 授業料の免除世帯の状況により、家計基準の計算が異なりますが、収入によっては免除されない場合があります。

■お問合せ先：信州大学プログラム事務局 shin-jisedai@shinshu-u.ac.jp